

「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価」 の運用に係る特例措置について

令和3年3月10日
沼津市財務部契約検査課

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価・設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価・技術者単価」という。）が決定されたことから、沼津市では以下のとおり特例措置を実施しますのでお知らせします。

1 特例措置の内容

新労務単価・技術者単価の決定に伴い、受注者・受託者は、沼津市建設工事請負契約約款第60条・沼津市業務委託契約約款第47条の規定に基づき、従前の労務単価・技術者単価に基づく契約を新労務単価・技術者単価に基づく契約に変更するための協議を請求することができるものです。

2 対象・取扱い

(1) 3月1日以降に契約を締結する工事・建設コンサルタント業務等のうち、従前の労務単価・技術者単価を適用して予定価格を積算しているものについては、変更後の請負代金額・業務委託料を次の式により算出します。

変更後の請負代金額・業務委託料

= 新労務単価・技術者単価により積算された予定価格に相当する額 × 当初契約時の落札率

(2) 2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないものについては、賃金等の変動に対する沼津市建設工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）の規定を準用します。

詳細は、「「賃金等の変動に対する沼津市建設工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）」の運用について」を参照してください。

3 請求方法・協議の手続・請求期限

協議を希望する受注者・受託者は、担当課に協議請求書を提出してください。

この協議を行う期間は、工期末・履行期限が令和2年度内であるものは、当該契約に係る完成届出書・業務完了届の提出日の前日（土日祝日は含まない。）まで、それ以外のものは、契約締結日から2カ月以内とします。

4 その他

請負代金額・業務委託料が変更された場合には、技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約となるよう対応してください。

5 問い合わせ

契約検査課契約係（工事担当） 電話番号 055(934)4713